総合口座 約款・規程集

1. 証券総合取引約款 2
2. 保護預かり約款 15
3. 外国証券取引口座約款 24
4. インターネット取引規程 42
5. 米国株式 24 時間取引約款 51
6. 米国株式 24 時間取引説明書 56
7. 外国株式積立投資約款 58
8. 外貨建 MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款 63
9. 株式等振替決済口座管理約款 67
10. 投資信託受益権振替決済口座管理約款 85
11. 振替決済口座管理約款 93
12. 一般債振替決済口座管理約款 101
13. 特定口座に係る上場株式等保管委託 及び上場株式等信用取引約款 109
14. 特定管理口座約款 115
15. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 118
16. 外国為替取引約款 121
17. 外貨建 MMF 累積投資約款に関する定期自動為替取引特約 125
18. 法人口座取扱規程 128
19. クイック入金サービス利用規程 131

Webull

ウィブル証券株式会社

2026 年 10 月 19 日

1．　証券総合取引約款

【目次】

第１章　証券総合取引
第２章　振込先指定方式
第３章　注文の受託
第４章　報告・連絡
第５章　雑則

第１章　証券総合取引

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットを利用した有価証券の保護預かり取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、国内外貨建債券取引、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）、お客様に提供する当社のサービス等（以下「本サービス」といいます。）について、お客様と当社の間の権利義務関係を明確にすることを目的にするものです。

（契約締結の際の注意事項）

第２条　当社は、お客様が当社サービスを利用されるにあたり、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面（以下「契約締結前交付書面等」といいます。）をお客様へ交付（郵送又は電磁的方法による交付）します。お客様は、契約締結前交付書面等の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

２　お客様が希望される取引及びサービスの種類、内容によっては、当社所定の方法による申込みが別途必要となる場合があり、これらのサービスに係る約款、取扱規定、ルール等をご承諾いただき、当社が認める場合に限り取引が可能となります。

（証券総合取引の利用）

第３条　お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（保護預かり約款、外国証券取引口座約款、外国為替取引約款及び株式等振替決済口座管理約款等）に基づいて、次の各号に掲げる取引がご利用いただけます。

(1) 有価証券の保護預かり取引
(2) 振替決済取引
(3) 国内外貨建債券取引
(4) 外国証券取引
(5) 外国為替取引

（お申込み方法等）

第４条　お客様が、ウィブル証券アプリ、当社ウェブサイト又は当社所定の申込書により、当社所定の手続きに従って、当社に証券総合取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、証券総合取引に関する契約が締結されます。

２　お客様が証券総合取引のお申込みをされた場合には、第２章に定める「振込先指定方式」の利用の申込みを同時にしていただきます。

３　証券総合取引お申込み時には、インターネットその他当社所定の方法により住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号及び、法人の場合における代表者の氏名等、お届印鑑並びにお届出の住所、法人名、代表者の生年月日及び共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）を届け出るものとします。仮名、借名、気付け住所によるお申込みは認められません。

４　お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預かり口座として取扱います。なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「在留カード」等の本人確認書類をご提出いただきます。

５　当社は、お客様が米国人、カナダ人（米国又はカナダに納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、もしくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

６　当社との取引に際して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計、威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する場合又はこれらに類する事由があった場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

７　当社は、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や経済制裁関連法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

８　当社は、原則としてお客様の年齢が満１８歳未満又は満７５歳以上である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

９　当社は、お客様が外国ＰＥＰｓ（Politically Exposed Persons の略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指します。以下同じ。）である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

10　当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のＯＦＡＣ規制等に該当する国・地域に該当するお客様のお申込みに応じないものとします。

11　当社は、個人のお客様で、国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

（取引時確認等について）

第５条　当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び同法施行令・施行規則の規定（以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。）その他の法令諸規則及び当社が定める手続きに従い、取引時確認を行わせていただきます。また、当社は、お客様が法人口座の開設をお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。その際又は証券総合取引お申込み後必要に応じ、お客様にご連絡又はお客様に対し期限を定めて追加の本人確認書類や確認資料の提出あるいは追加での聞き取り調査を行うことができるものとし、お客様はこれに応じるものとします。

２　お客様には、証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が別途定める時にお客様が金商法第 166 条及び、又は関連する日本証券業協会の定める規則に規定する会社関係者（お申込みの１年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨及び会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証券業協会の定める規則に基づき当社所定の方法により届け出ていただきます。

３　当社がお客様へ送付した電子メール等が返戻された場合、お客様が氏名又は住所等を偽っている疑いがある場合もしくは第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客様が本人であることを再確認することがあります。

４　お客様が前三項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申込みをお断りすること、又はお客様との取引を停止することがあります。

（共通番号の届出）

第６条　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（本人認証と本サービスの利用）

第７条　当社は、当社が定める方法によりお客様の本人認証を行います。

２　お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができ、これらの多要素認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。

３　前項の定めに関わらず、電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。

（ソフトウェアの配布）

第８条　当社は、当社が別途定める基準により、お客様へ本サービスのご利用のためのソフトウェアを配布することがあります。

２　前項のソフトウェアに関し必要な事項は、別に定める規定によるものとします。

（有価証券の保護預かり等）

第９条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、保護預かり口座が開設されます。

２　有価証券の保護預かりについては、保護預かり約款の定めに従い取り扱うものとします。

３　お客様は、取引に先立ち、当該取引に必要な資金、有価証券等を当社に差入れるものとします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

（外国証券取引）

第 10 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引口座が開設されます。

２　外国証券（外国債券（外国政府等の発行する債券及び外国企業の発行する社債で、外貨建（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの、もしくは利金又は償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）の債券を総称して外国債券といいます。以下同じ。）を含みます。）の取引については、外国証券取引口座約款の定めに従い取り扱うものとします。

（株式等の取引）

第 11 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

２　振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに証券保管振替機構（以下「機構」という場合があります。）の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第４条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。

（上場投資信託受益権の取引）

第 12 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

２　振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第４条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。

（投資信託受益権の取引）

第 13 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

２　振替決済口座は、投資信託受益権振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第４条申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。

（投資信託受益権等の累積投資取引）

第 14 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、投資信託受益権等の累積投資口座が開設されます。

２　お客様は、別に定める累積投資約款等に従い、お客様が希望される投資信託受益権等の累積投資コースごとに、当該コースに係る投資信託受益権等の目論見書及び累積投資約款に記載の方法により、投資信託受益権等の累積投資取引をご利用できます。

（国債・一般債の取引）

第 15 条　お客様が、第４条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う国債・一般債の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

２　振替決済口座は、振替決済口座管理約款及び一般債振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第４条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。

（通貨間の自動振替（両替））

第 16 条　当社は、お客様の有価証券等の買付代金や源泉徴収税等の支払資金で使用する通貨に不足が生じ、かつ、当該支払通貨以外の通貨の預かり金がある場合には、支払通貨以外の通貨から当該支払通貨への振替（両替）のお申込みがあったものとし、特段のお客様からのお申し出がない限り、当該取引の支払通貨以外の通貨から当該支払通貨への振替（両替）を行い、不足分に充当します。この場合の外国為替取引は、外国為替取引約款に基づいて行います。

（個人情報の取扱い）

第 17 条　当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針により取り扱うものとします。

（法令等の遵守）

第 18 条　お客様は、当社との間で行う取引に関し、金商法、関係諸法令、諸規則等及び当社の社内規程に従うものとします。

２　お客様は、本約款及び関係約款等に定めるサービスの内容を十分に理解したことを確認し、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により自らのために取引を行うものとします。当社

が別途認めた場合を除き、第三者の代理人としての取引は認められません。

第２章　振込先指定方式

（目的）

第 19 条　振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む場合の取扱を定め、もってお客様と当社との受渡清算の円滑化を図ることを目的とするものです。

（申込方法）

第 20 条　お客様は、所定の方法により指定預金口座及びその他必要事項を当社に届け出るものとします。

（指定預金口座の取扱い）

第 21 条　指定預金口座は、当社の口座名義と同一とさせていただきます。

２　すでに当社に振込先の指定預金口座をお届出になっている場合においても、前条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。

（届出事項の変更）

第 22 条　指定預金口座への振込の取扱いを廃止される場合は速やかに所定の方法により当社までお届出ください。

２　変更のお申込みをいただいた場合のお取扱いは、前条第１項及び第２項に準じて行うものとします。

（金銭の受渡清算方法の指示）

第 23 条　金銭の受渡清算方法については､お客様からその都度､本章に基づく振込をするのか、その他の受渡清算方法によるのかを当社所定の方法でお客様ご自身からご指示いただきます。なお、上記の指示を受けたときは、当社は、所定の方法によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

第３章　注文の受託

（受託契約準則及び協会規則の適用）

第 24 条　金融商品取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託します。

２　取引所に上場されていない有価証券の店頭取引（以下「店頭取引」といいます。）によるご注文は、日本証券業協会の定める規則（以下「協会規則」といいます。）に基づき受託します。

（利用期間等）
第 25 条　お客様が本サービスを利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

（金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合）
第 26 条　金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となったすべての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含みます。）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。
２　前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文（期間指定注文を含みます。）を取消すことができるものとします。当社が当該取消しを行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。
(1) ＰＴＳ（私設取引システム）を指定した注文
(2) 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
(3) 単元未満株の注文

（前受金等）
第 27 条　有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（以下「前受金等」といいます。）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けします。
２　前受金等を全額お預けいただいていない場合（当社が特別に認める場合に限ります。）、金融商品取引所取引については受託契約準則の定める時限までに、店頭取引については協会規則の定める受渡日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
３　外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
４　前三項以外の取引については、当社の定めるところに従います。

（即日徴収）
第 28 条　当社では、国内の金融商品取引所における新規上場銘柄については、上場初日から初値が成立した日までの間、買付代金に充当する資金を注文時点の口座残高に限定し、受渡日が到来していない売却代金を充当することはできません（以下「即日徴収」といいます。）。即日徴収の適用は初値成立日の翌営業日に解除されます。

（注文内容の明示）
第 29 条　有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別、現物売付及び信用取引弁済注文の際は一般口座・特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第１号に規定されるものをいいます。以下同じ。）の利用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
２　上記の場合以外にも、当社が、ご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときには、ご注文をお受けしない場合があります。

（受注できない場合）

第 30 条　当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、当該売買注文の受託をいたしません。なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1) お客様の売買注文が、第７条第４項又は第 18 条及び「インターネット取引規程」第３条に定める事項のいずれかに反しているとき
(2) 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第 20 条の定めに反して、お客様による本サービスの利用のために開設された口座（以下「本口座」といいます。）において当社に支払うべき不足額があるとき
(3) お客様の当社への届出事項に関して、第 36 条に定める事項に反して届出を怠ったとき
(4) お客様の売買注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
(5) お客様の売買注文が、金融商品取引所等又は当社の売買規制に抵触するとき
(6) お客様の売買注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき
(7) お客様の口座においてすでに執行された未精算の買付約定があり、当該約定と対当する売付注文となるとき
(8) お客様の売買注文が、金融商品取引所等が売買停止を行った場合に効力を失うことを条件とするとき
(9) その他、当社が取引の健全性等に照らし不適当と判断するとき

第４章　報告・連絡

（取引のご報告）

第 31 条　当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面（取引報告書）を交付します（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。

（取引残高報告書）

第 32 条　当社は、四半期に１回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のためお客様に交付します。お取引がない場合は、１年に１回（信用取引、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には２回）以上、取引残高報告書をお客様に交付します。

２　取引残高報告書を交付した後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領したお客様は、速やかにその内容をご確認ください。その際、記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。

３　当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに当社クライアントサービスまでご連絡ください。

（混同担保使用に関する同意書）

第 33 条　お預かり残高のうち委託保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券については、お預かりしてある該当の有価証券を、当社が混同担保に使用することを、お客様は取引残高報告書の送付を受けた都度（電子的交付を含みます。）、「同意書」をご返送いただくことによって（電子的に同意することを含みます。）ご同意いただいたものとして取り扱います。

第５章　雑則

（営業日）

第 34 条　この約款における営業日とは、原則として、国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。

（後見開始等の届出）

第 35 条　お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所よりなされたときは、ただちにその旨を当社所定の方法によりお届出ください。

（届出事項の変更）

第 36 条　住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の事項に変更があったとき又は日本国籍を有しないお客様について、在留期間の変更があった場合もしくは在留期間が満了した場合には、お客様は当社の所定の手続きに従って遅滞なく届出ていただきます。

２　前項の届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

３　第１項のお届出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預かり金及び保護預かり有価証券の返還のご請求には応じられません。

４　当社は、お客様からの届出事項もしくはその変更についてお届出がない場合、お客様のお取引を制限し又は停止する場合があります。

５　前三項の規定に従いお客様がお届出事項の変更を届出た場合において、当該お客様が特定口座を開設している場合には、特定口座に係る届出事項の変更届を兼ねるものとして取り扱います。

（通知の効力）

第 37 条　お客様の届出による住所、電話番号又はメールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

（個人のお客様が国内非居住者となる場合の取扱い）

第 38 条　個人のお客様が日本国内に住所を有しない者（以下「国内非居住者」といいます。）となる場合、お客様は当社が定める期日までに当社にその旨を届け出ることを要し、所定の届出があり当社が承認した場合に限り、お客様が国内非居住者になった後も口座解約せずに

維持することができます。また、諸手続きによって費用が発生した場合は、お客様に実額をご負担いただきます。国内非居住者となった後、保有することができる商品又は継続することができる契約等は当社が定めるものとします。保有できない商品又は継続できない契約等については、国内非居住者となる旨の届出後に保有できない商品がある場合は、当社の任意でお客様の計算において売却します。国内非居住者となる旨の届出後に継続できない契約等がある場合は当社の任意で解約します。

（解約事由）

第 39 条　この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。

(1) お客様が、当社所定の方法により解約をお申出になったとき
(2) お客様が、保護預り口座を解約したとき
(3) お客様が、本約款又はその他の関係約款等に定める事項に違反したとき
(4) お客様から所定の期日までに必要な代金又は料金等が支払われないとき
(5) お客様が、届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
(6) お客様が、国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった又は５年を超えて国内非居住者となる見込みがあるとき
(7) お客様が、本サービスを当社の定める期間内にご利用されなかったとき
(8) お客様が、本約款又はその他の関係約款等の変更に同意なさらないとき
(9) お客様の売買注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき
(10) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員もしくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき
(11) お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき
(12) お客様が、口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(13) 第５条第１項に基づく本人確認書類や追加の本人確認書類及び確認資料の提出依頼に対し、当社が定める期限までに応じていただけなかったとき又は本人確認書類、追加の本人確認書類及び確認資料に虚偽の内容が含まれていたとき
(14) お客様の届出事項、お客様のお取引内容、当社からの連絡に対するお客様の回答その他諸般の事情を考慮して、お客様の口座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき

(15)不正な取引を行うことを目的としてサービスを利用したと当社が判断したとき、又は不正な取引を行ったと当社が判断したとき
(16)本サービスの利用に関して第三者による不正アクセス又はそのおそれがあると当社が判断した場合や情報流出・漏洩等又はそのおそれがあると当社が判断したとき（ログインＩＤやパスワードのほか本人認証に係る情報等が流出・漏洩した場合を含みますが、これに限りません。）
(17)日本国籍を有しないお客様につき、当社に届けられた在留期間の満了日を経過したとき
(18)お客様からお客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき
(19)合理的な理由に基づき、当社が各契約又はサービスの解約を申し出たとき
(20)お客様が死亡（認定死亡又は失踪宣告により死亡とみなされた場合を含みます。）したとき又は意思能力を失ってその回復の見込みがないと客観的に判断できるとき
(21)法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき（一定期間にわたりお客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。）
(22)当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
(23)お客様が、海外に転居し、非居住者になった場合で当社が解約を申し出たとき
(24)お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
(25)お客様が、当社が定期又は不定期に行う登録事項又は届出事項（住所・電話番号・メールアドレス等）の確認依頼に対して、当社の定める期限までに応じなかった場合

2　前項各号のほか、お客様が外国ＰＥＰｓに該当することが判明したときは、原則として、お客様の本約款に定める各契約は解約されるものとします。

3　本条により本約款に定める各契約が解約された場合、お客様と当社との間の信用取引口座設定契約、先物・オプション取引口座設定契約その他当社取扱商品に関するすべての取引口座設定契約が解約されるものとします。

（解約時の取扱い）

第 40 条　前条に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。

(1) 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている現金、有価証券等を返還します。
(2) お預かりしている有価証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様の指示により、決済、換金したうえ、その代金を返却します。
(3) 前条第１項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合又はお客様が任意で売却もしくは移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。
(4) 口座解約時において、口座内の残金が、別途当社が定める振込手数料を下回る場合には、残金を出金手数料の一部として充当し、送金額がないものとして解約手続きを行うものとします。

（免責事項）

第 41 条　当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いませ

ん。

(1) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合
(2) 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合
(3) お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合
(4) お客様の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合
(5) お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合
(6) 本約款第７条第２項及び第 30 条、並びに「インターネット取引規程」第 10 条、第 12 条第２項及び第 17 条第２項から第４項までの規定に基づき、お客様のサービス利用をお断りし、お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合
(7) 当社が、第 19 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
(8) 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は（該当ある場合）、印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害
(9) お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
(10) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
(11) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
(12) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（口座廃止の取扱い）

第 42 条　当社は、お客様のお取引及びお預かり残高がなくなった場合は、一定期間をおいた後、口座を廃止させていただくことがあります。

（合意管轄）

第 43 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 44 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときは、変更されることがあります。変更

を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 45 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

２　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

2.　保護預かり約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預かりに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。なお、外国証券の保管については、外国証券取引約款の定めるところによります。

（保護預かり証券）

第２条　当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条第１項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預かりします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預かりしないことがあります。

２　当社は、前項によるほか、お預かりした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預かりします。

３　この約款に従ってお預かりした証券を、以下「保護預かり証券」といいます。

（保護預かり証券の保管方法及び保管場所）

第３条　当社は、保護預かり証券について金商法第４３条の２に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。

(1) 保護預かり証券については、当社において安全確実に保管します。

(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預かり証券については、決済会社で混合して保管します。

(3) 保護預かり証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

(4) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

（混合保管等に関する同意事項）

第４条　前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お預かりした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること

(2) 新たに証券をお預かりするとき又はお預かりしている証券を返還するときは、その証券のお預かり又はご返還については、同銘柄の証券をお預かりしている他のお客様と協議を要しないこと

（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

第５条　混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

（共通番号の届出）

第６条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（当社への届出事項）

第６条の２　「保護預かり口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 22 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、当社所定の本人確認書類等の書類をご提出いただくことがあります。

（保護預かり証券の口座処理）

第７条　保護預かり証券は、すべて同一口座でお預かりします。

２　金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要ありと認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

（担保に係る処理）

第８条　お客様が保護預かり証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

（お客様への連絡事項）

第９条　当社は、保護預かり証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

(1) 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
(2) 混合保管中の債券について第５条の規定に基づき決定された償還額
(3) 最終償還期限
(4) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

２　残高照合のためのご報告は、１年に１回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には２回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に１回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社クライアントサービスに直接ご連絡ください。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を

除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

４　当社は、第２項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面（取引報告書）

(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（名義書換等の手続きの代行等）

第 10 条　当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

２　前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

（償還金等の代理受領）

第 11 条　保護預かり証券の償還金（混合保管中の債券について第５条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

（保護預かり証券等の返還）

第 12 条　保護預かり証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

（保護預かり証券の返還に準ずる取扱い）

第 13 条　当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預かり証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

(1) 保護預かり証券を売却される場合

(2) 保護預かり証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

(3) 当社が第 11 条により保護預かり証券の償還金の代理受領を行う場合

（届出事項の変更手続き）

第 14 条　お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提出いただくことがあります。

２　前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。

（保護預かり管理料）

第 15 条　当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預かり証券の返還のご請求には応じないことがあります。

（解約）

第 16 条　次に掲げる場合は、契約は解約されます。

(1) お客様から解約のお申出があった場合

(2) 保護預かり証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）

(3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(6) お客様が海外に転居し、非居住者になった場合

(7) お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合

(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

（解約時の取扱い）

第 17 条　前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預かり証券及び金銭の返還を行います。

２　保護預かり証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

３　一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

（公示催告等の調査等の免除）

第 18 条　当社は、保護預かり証券に係る公示催告の申立て、除権判定の確定、保護預かり株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

（緊急措置）

第 19 条　法令の定めるところにより保護預かり証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 20 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 当社が、当社所定の手続きにおいて、不備がないものと認め、保護預かり証券をご返還

した場合
(2) 当社が、当社所定の手続きにおいて、不備があると当社が認めたため、保護預かり証券をご返還しなかった場合
(3) 第９条第１項第１号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
(4) お預かり当初から保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
(5) 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求に係る保護預かり証券のご返還が遅延した場合

（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）
第 21 条　有価証券の無券面化を柱とする社債等に関する法律（以下「社振法」といいます。平成 21 年１月５日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「振替法」が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預かりしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合においては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

（特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）
第 22 条　社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意をいただいたものとして取り扱います。
(1) 社振法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
(2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

第 23 条　社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第１号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと

(2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

(3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

第 24 条　当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。平成 21 年１月５日から廃止されております。以下同じ。）」第２条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第１号から第 17 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法の施行日（平成 21 年１月５日。以下「施行日」といいます。）の所定の日前から施行日の前日までの間、原則として、株券等をお預かりしないこと及びお預かりした株券等を返還しないこと

(2) 施行日以後は、原則として、お預かりした株券等を返還しないこと。

(3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(4) 施行日の１月前の日から施行日の２週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。また、お預かりしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること

(5) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構に定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項をいいます。以下同じ。）を機構に通知すること

(6) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預かり口座を開設している場合の当該他の

証券会社等に通知される場合があること

(7) お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第５号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること

(8) 当社が第５号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等に係る処理に利用すること

(9) 施行日以降、当社は間接口座管理機関となる場合があること

(10) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと

イ．機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

ロ．その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等

ハ．当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと

ニ．当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと

ホ．特例新株予約権付社債に係る元利払期日の５営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと

(11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第２条第２項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取り扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること

(12) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取り扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること

(13) 発行者に対する前二号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと

(14) 施行日前において、保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること

(15) 施行日前において、お客様へ保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること

(16) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと

(17) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法

その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（合意管轄）

第 25 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 26 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します

（個人情報等の取扱い）

第 27 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

２　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- **有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合**
- **当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者**

以上

3.　外国証券取引口座約款

【目次】

第１章　総則
第２章　外国証券の国内委託取引
第３章　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
第４章　外国株式信用取引の特例
第５章　雑則

第１章　総　則

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　お客様は、外国株券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委任については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引（外国株式信用取引（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 156 条の 24 第１項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者（金商法第 58 条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいいます。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいいます。）を除きます。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除きます。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

（外国証券取引口座による処理）

第２条　お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第３条　お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第２章　外国証券の国内委託取引

（外国株券の混合寄託等）

第４条　お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

２　寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

３　前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

４　お客様は、第１項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国株券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（寄託証券に係る共有権等）

第４条の２　当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託した決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。

２　寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した

時に移転します。

（寄託証券等の我が国以外の金融商品取引所市場での売却又は交付）

第５条　お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合、又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。

２　お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

第６条　寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。ただし、米国市場に上場する株式・ＥＴＦ・ＡＤＲ等については当社が定める「米国株式取引ルール」に準じた対応を行います。

２　上場廃止となる寄託証券等について、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難であると判断するときは、当社はお客様が権利を有する当該寄託証券等を任意の条件でお客様の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとします。

３　前二項に基づき、寄託証券等を振替、交付又は売却等の手続きを行う際は、当社は、前項の売却に要した実費をお客様に請求することができるものとします。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

第７条　寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）又は当社を通じお客様に支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ．寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、配当として受け取る株数に小数点第６位以下の端数（ただし、１株未満の端株が認められていない場合は１株未満とします。以下同じ。なお、「証券」「口」「カバードワラント」と表記される場合には、それぞれそのように読み替えます。）（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては小数点第６位以下の端数の口数、投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては小数点第６位以下の端数の証券）、カバードワラントにあっては小数点第６位以下の端数のカバードワラント、外国株預託証券にあっては小数点第６位以下の端数の証券）の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社又は当社が当該株式配当に係る株券を任意で売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）又は当社を通じお客様に支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

ロ．寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、小数点第６位以下の端数の株券は、決済会社又は当社が任意で売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関又は当社を通じお客様に支払うものとします。

ハ．上記イ、ロいずれの場合においても、寄託証券等が流動性のないものである場合には、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等並びに国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払い、株式事務取扱機関又は当社を通じお客様の証券取引口座に預け入れるものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関又は当社を通じお客様に支払うものとします。

(4) 第２号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。

２　お客様は、前項第１号に定める配当金、同項第２号イ及びロに定める売却代金並びに同項第３号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の方式で当社に指示するものとします。

３　配当金等の支払いは、現金による場合はすべて現地通貨により行い、株式現物による配当の場合は、配当として受け取る株数に小数点第６位以下の端数が生じたときは、当社の任意で

換金した上で現地通貨にて支払います。

4　前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第１項第１号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5　第１項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

6　配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7　決済会社は、第１項及び第３項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを現地通貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は円貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

8　配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から５年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。

（コーポレート・アクション発生時の取扱い及び権利の処理等）

第８条　寄託証券等について、株式併合、株式分割、株式移転、株式交換その他の組織再編成、新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。）の発行等の株主の地位に重大な変化を及ぼす事実（以下「コーポレート・アクション」といいます。）が行われた場合、当社が定める期間、お客様による当該銘柄及び当該コーポレート・アクションにより新たに割当てを受ける銘柄の取引が制限されることがあります。

2　前項にいうコーポレート・アクションが行われる場合及び行われた場合の権利の処理は次の各号に定めるところによります。

(1) コーポレート・アクションが行われる場合、当社が定める期間が満了するまで、お客様は当該コーポレート・アクションに関して生じる権利を行使することはできず、コーポレート・アクションの対象となる銘柄は引き続き、現地保管機関において保管又は管理が行われます。

(2) コーポレート・アクションにより新たに生じる外国株券等（以下「新株式」といいます。）は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に割り当てられます。ただし、小数点第６位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。コーポレート・アクションが実施される場合、お客様にて当社からの通知により又は当社のホームページにおいて当該コーポレート・アクション実施の有無をご確認いただくことになりますが、当該コーポレート・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。したがって、必要がある場合には、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて売却を行うものとします。当該コーポレート・アクションが実施されるまで

に、お客様にて売却が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の外国株券等が分配される場合は、決済会社が当該分配される外国株券等の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される外国株券等を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、小数点第６位以下の端数の外国株券等及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される外国株券等は、当社が任意で売却処分し、当該売却代金について、株式事務取扱機関を通じ、又は当社よりお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとします。

(4) 前３号以外の権利が付与される場合は、当社が別途定めるところによります。

(5) 第２号及び第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号イ並びに同条第２項から第５項まで及び第７項の規定に準じて処理します。

(6) 第３号の寄託証券等の発行者が所在する国等において源泉徴収税等が課せられる場合において、源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。

（払込代金等の未払い時の措置）

第９条　お客様が、新株引受権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

２　お客様の証券取引口座に源泉徴収税額相当額を充当する米ドル相当額又は円貨相当額がない場合は、所定の期限までのご入金が必要となります。所定の期限までに米ドル貨（又は円貨）不足金のご入金が行われない場合には、当社は、不足金解消のためにお客様の証券取引口座でお預かりしている円貨（又は米ドル貨）を使用して、お客様の計算で、それぞれ米ドル貨（又は円貨）に為替取引を行うことができるものとします。なおこの場合は、源泉徴収税相当額が対象となります（不足金全額ではありません。）。

（議決権の行使）

第 10 条　寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、決済会社及び当社はこれをお客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

２　前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

３　第１項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が

当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が発行会社に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

4　第１項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又はお客様が当該寄託証券等に係る議決権を行使することが認められている場合においては、当社は議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（外国株預託証券に係る議決権の行使）

第 10 条の２　外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は及び当社は議決権を行使しません。

２　前条第２項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

３　第１項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国証券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（株主総会の書類等の送付等）

第 11 条　寄託証券等の発行会社から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届け出た電子メールアドレスあてに送付し又はウィブル証券アプリのお客様の画面上でお知らせします。

２　前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第３章　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

第 12 条　お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

（注文の執行及び処理）

第 13 条　お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

(1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

(2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

(3) 国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

(4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面（取引報告書）等を送付（電子的な交付を含みます。以下同じ。）します。

（受渡日等）

第 14 条　取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して３営業日目を受渡期日とします。

（外国証券の保管及び名義）

第 15 条　当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

(1) 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

(2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

(3) お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

(4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

(5) 第３号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

(6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した

時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

(7) お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。

(8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

(9) お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

第 16 条　外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

2　外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社はお客様が権利を有する当該外国証券をお客様の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前にお客様に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。

3　当社は、前項の売却に要した実費をお客様に請求することができるものとします。

（外国証券に関する権利の処理）

第 17 条　当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様に支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

(2) 外国証券に関し、新株引受権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

(3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品取引所市場における小数点第６位未満の株式は、すべて当社の任意で売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

(4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。
(5) 外国証券に関し、前四号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。
(6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てはこれを行いません。
(7) 第１号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

２　第１項各号の配当金及び売却代金等（以下、本条において「配当金等」といいます。の支払いは、当社の定める通貨により行います。ただし円未満の端数の額については、支払いません。

（諸通知）

第 18 条　当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。ただし、当該外国証券の発行会社より通知が出されている場合に限ります。また、通知が英文の場合、英語原文のままで通知を行います。
(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

２　前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

３　前二項の通知は、ウィブル証券アプリ上やホームページへ掲載した上で、掲載した旨をお客様へ通知（ウィブル証券アプリのプッシュ通知及び/又は電子メールによります。）することで行うことができるものとします。

（発行会社からの諸通知等）

第 19 条　発行会社から交付される通知書又は資料等は、当社においてその到達した日から３年間（海外ＣＤ及び海外ＣＰについては１年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。

２　前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

（諸料金等）

第 20 条　取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
(1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品取引所市場における売買手数

料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第２号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。

(2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込については、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書に記載された期日までにお客様が当社に支払うものとします。

２　お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

（外貨の受払い等）

第21条　外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第22条　本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

２　前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第１号から第４号までに定める処理に係る決済については、現地支払日又は当社がその全額の受領を確認した日とします。

第４章　外国株式信用取引の特例

（外国株式信用取引の処理）

第23条　第２条の規定にかかわらず、お客様が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。

（外国株式信用取引の遵守すべき事項）

第24条　「外国株式信用取引口座」を開設しようとするお客様は、インターネットあるいは当社所定の様式による「外国株式信用取引口座設定約諾書」に所定の事項を記載し、当社に差し入れるものとします。なお、お客様は、当該差し入れを当社の指定する電磁的方法により行うことに同意いただくものとします。

２　第３条の規定にかかわらず、お客様は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用取引口座設定約諾書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導があったときは、その指導に従うものとします。

（外国株式信用取引に係る配当等の処理）

第 25 条　第 17 条第１号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金等の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含みます。）その他の金銭の交付（以下「配当等」といいます。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。

(1) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含みます。以下同じ。）に交付される配当金の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含みます。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとします。

(2) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとします。

(3) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」といいます。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第７条の規定を準用するものとします。

(4) 委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第 17 条第１号、第３号及び第４号の規定を準用するものとします。

(5) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前二号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。

（代用有価証券に係る議決権の行使）

第 26 条　委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第 10 条又は第 10 条の２の規定を準用するものとします。なお、お客様は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭でお客様が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。

２　委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第 17 条第６号の規定を準用するものとします。

３　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前２項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。

（代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等）

第 27 条　委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知については、第 11 条の規定を準用するものとします。

２　委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交

付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者）の権利又は利益に関する諸通知については、第 19 条の規定を準用するものとします。

3　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前二項に定める有価証券以外の有価証券に係る第 18 条第１項各号又は第２項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。

（外国株式信用取引の売買の執行地及び執行方法の指示）

第 28 条　第 12 条の規定にかかわらず、お客様の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

（外国株式信用取引の注文の執行及び処理）

第 29 条　第 13 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。

(1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

(2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく、契約締結時等交付書面（取引報告書）等を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾します。

（外国株式信用取引に係る受渡日等）

第 30 条　外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第 14 条の規定を準用するものとします。

2　外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内に行うものとします。

（外国株式信用取引に係る権利の処理）

第 31 条　委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第７条及び第８条の規定を準用するものとします。

2　委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理については、第 17 条の規定を準用するものとします。

3　外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。

（諸通知）

第 32 条　当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、お客様に次の通知を行います。

(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

（発行者からの諸通知等）
第 33 条　外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から３年間保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
２　前項ただし書きにより、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度お客様が当社に支払うものとします。

（外国株式信用取引に係る諸料金等）
第 34 条　外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する賃借料その他の料金を第 14 条第２号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第 21 条及び第 22 条の規定に従うものとします。

（外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付）
第 35 条　お客様は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を次条の規定に準じて定期的に受けるものとします。

第５章　雑則

（取引残高報告書の交付）
第 36 条　お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
２　前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面（取引報告書）を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
３　当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。
４　前 3 項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

（共通番号の届出）
第 37 条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、

お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（届出事項）

第 37 条の２　お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（法人のみ）及び共通番号等を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

（届出事項の変更届出）

第 38 条　お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。

２　前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。

（届出がない場合等の免責）

第 39 条　前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

（通知の効力）

第 40 条　お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到達したものとして取り扱うことができるものとします。

（口座管理料）

第 41 条　お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預りがあるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、お預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。

３　当社は、お客様の取引状況や形態によっては、口座管理料を免除することができます。

４　口座管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。

（契約の解除）

第 42 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) 理由の如何を問わず、お客様の当社においての証券総合口座が廃止されたとき
(2) お客様が、当社に対し解約の申出をしたとき
(3) お客様が、この約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
(4) お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(5) お客様が、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
(6) お客様が、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契

約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
(7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

2　前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

（臨機の措置）

第 43 条　法令の定めるところにより外国証券の移管を求められたとき、又は天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により急を有するときは、当社は臨機の措置をすることができるものとします。

（口座開設後にお客様が米国人等となる場合の取扱い）

第 44 条　お客様が口座開設後に日本国内に住所を有しない者又は米国人（米国に納税義務のある者を含みます。）となった場合、保有銘柄についてはすべて売却し、口座は閉鎖するものとします。なお、お客様が保有銘柄の売却に応じない場合には、当社の任意で、お客様の計算により売却できるものとします。

（免責事項）

第 45 条　次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。
(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
(2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
(3) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害
(4) （該当ある場合）当社所定の書類に押なつした印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害
(5) 金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が外国為替取引に応じられないことによって生じた損害
(6) 国内の休日又は当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じられないことにより生じた損害
(7) 国内の休日又は当社の取扱時間外のために、外国為替取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害
(8) 第 43 条の規定により当社が臨機の措置をした場合に生じた損害

（準拠法及び合意管轄）

第 46 条　外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。

２　お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として指定するものとします。

（本約款の変更）

第 47 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人データの第三者提供に関する同意）

第 48 条　お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合、当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合、当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等行う上で必要となる統計データの作成を行う場合　当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品取引所市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）がマネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品取引所市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

２　お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が、お客様について外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定め

により、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

附則（２０２５年１２月６日）

１　第７条第８項の規定は、２０３０年１０月１日より効力を発するものとする。
２　第７条第８項（第８条第２項第５号において準用する場合を含む。）の規定は、その効力を発する日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第２項第２号及び第３号により売却処分した代金をいう。）についても準用する。

以上

4.　インターネット取引規程

（規程の趣旨）

第１条　この規程は、ウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するインターネット取引（以下「本サービス」といいます。）のご利用に関する取り決めです。

２　お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規程に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び法令によります。

（法令等の遵守）

第２条　本サービスのご利用にあたっては、お客様及び当社は、この規程によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

（自己責任の原則）

第３条　お客様は、この規程の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。

（本サービスの内容）

第４条　お客様は、本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、本サービスを利用して、当社が別途定める有価証券等の取引注文（以下「取引注文」といいます。）を行うことができます。

２　本サービスでは、当社の定める証券情報サービスを利用することができます。

３　本サービスにおいてお客様が利用可能なサービスは、当社が定める範囲とします。

４　インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたっては、金商法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付し、またはお客様から徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に定める電磁的方法による交付、または徴求を原則とし（以下「電子交付サービス」といいます。）、お客様には当該方法に別途ご同意いただくものとし、電子交付サービスによらず、書面での交付（郵送）を希望される場合には別途所定の手数料をいただく場合があります。

（本サービスの利用条件）

第５条　お客様が、次の各号のすべてに該当する場合、この規程に基づき本サービスがご利用いただけます。

(1) 口座開設申込み時の年齢で満 18 歳以上かつ満 75 歳未満の場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合

(2) 国内に居住する者である場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合

(3) 当社所定の方法により本サービスをお申込みいただき、当社所定の手続きに従って審査し、当社が承認した場合

(4) 「証券総合口座」をお申込みいただいている場合

(5) 「振込先指定方式」をお申込みいただいている場合

(6) 報告書等の電子交付サービスを承諾されている場合

(7) インターネット取引を利用するにあたり必要な通信機器及びその他のシステムをお客様が保有し、かつ利用可能な場合
(8) インターネット取引を利用するにあたり必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段が利用可能な場合
(9) その他当社が定める契約等を行っている場合

2　お客様が当社に「証券総合取引口座」を開設された場合、この規程に基づき証券情報サービスの利用ができます。

3　お客様は、当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインＩＤ、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード又は取引パスワード等の組合せに加え、当社が定める追加的な方法により本人認証を行い、当社によりお客様本人であることが認証された場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

4　お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインＩＤ、ログインパスワード、取引パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

（利用料金）

第６条　本サービスの利用料及び情報料等については、当社所定の料金をいただくことがあります。

2　前項に定める利用料及び情報料等の算出については、経済情勢その他の事情により改定することがあります。

（手数料）

第７条　お客様は、取引注文の約定成立にあたり、手数料として当社所定の料金を当社に支払うものとします。

（利用時間）

第８条　お客様が、本サービスを利用できる時間は、当社が定める時間とします。

（取引の種類）

第９条　お客様が本サービスを利用して取引注文を行える取引の種類及び商品等は、当社が定める範囲内とします。

（取扱銘柄）

第 10 条　当社が本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄は、取り扱いを制限する場合があります。

（数量の範囲）

第 11 条　当社が本サービスにて受け付ける売付注文の数量は、当社がお客様からお預かりしている銘柄・数量の範囲内とし、この数量の計算は当社が定める方法によって行います。

2　当社が受け付ける買付注文の金額は、当社が定める範囲内とし、この金額の計算は当社の定める方法によって行います。

3　お客様は、あらかじめ買付注文の数量に相当する金銭をお預かりしている場合にのみ、取引をいただくことができます。また、売買に要する代金、又は有価証券等の引き出しが制限される場合があります。

（取引の有効期限）

第 12 条　当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文の有効期限は、当社が別途定める期間とします。

2　株式の注文において、配当落ち及び権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

3　株式の注文において、当該株式の上場又は登録されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

4　株式の注文において、当該株式について単元株数の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

（取引回数の範囲）

第 13 条　金融商品取引所等において売買取引が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定める回数の範囲内とします。

（サービスの利用期間）

第 14 条　本サービスの利用期間は、当社が定める範囲内とします。

（注文の受付）

第 15 条　当社は、お客様が本サービスをご利用して取引注文を発注する場合、お客様が取引注文を確認入力し、その内容を当社が受信した時点をもって、取引注文の受け付けとさせていただきます。

（注文の取り消し・変更）

第 16 条　お客様が本サービスを利用した取引注文は、未約定のものに限り、当社が定める時間内に本サービスを使って取り消しを行うことができます。

2　お客様が本サービスで取引注文の変更及び取り消しを行う場合は、当社が定める商品、変更項目、時間内に限ります。

（執行）

第 17 条　当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、法令諸規則及び各商品の約款等に従い、当社が第 15 条に定める注文の受付後速やかに、相当の期間内の最初に可能になるときに執行します。

2　当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行を行いません。なお、売買注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1) お客様が入力された売買注文の内容が、第２条、第９条、第 10 条及び第 11 条のいずれかに反している場合
(2) お客様の口座に立替金がある場合、信用取引又は発行日決済取引の委託保証金及び国債先物取引、株式先物取引、オプション取引等の委託保証金が不足する場合
(3) お客様の取引が差金決済取引となる場合
(4) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
(5) お客様の売買注文が、当社の定めるところにより失効した場合
(6) お客様の売買注文内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合
(7) お客様の売買注文が、いわゆる空売り規制、インサイダー取引等の法令等に違反する場合
(8) お客様について支払の停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、又はお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合
(9) お客様の本口座に対する仮差押え、保全差押え又は差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合
(10) その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合

３　お客様が第 12 条の範囲内で、有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合）は、有効期間中であっても、その残りの注文は執行されません。

（障害発生時の対応）

第 18 条　当社は、システム障害をはじめとするお客様のお取引に支障をきたす事象を検知した場合、発生事象に応じて、プッシュ通知・ご登録の電子メール・当社ウェブページ等を通じ、代替手段の有無・回復の見込み・補償対象の是非について可能な限りの告知を行うこととします。

（金融商品取引所のシステム障害等）

第 18 条の２　金融商品取引所が、そのシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合（以下「呼値の効力失効」といいます。）、当社がお客様より受け付けた呼値の効力失効の対象となるすべての委託注文（条件付注文で同時に発注された注文及び期間指定注文を含みます。）については、当該注文の執行の効力は失われます。この場合、当社は、当該金融商品取引所の取引が再開された場合であっても、当社が定める注文を除き、呼値の効力失効の対象となる注文の再発注を行わないものとします。

２　前項の場合、当社は、当社が再発注を行わないすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。

（注文の照会及び約定連絡）

第 19 条　本サービスをご利用したお客様の取引注文内容は、本サービスにより照会することができます。

２　約定が成立したときは、金融商品取引法第 37 条の４等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面を交付します（郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める

電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。)。

3　当社は、原則として、取引報告書及び本サービスの照会以外でお客様に取引注文の結果等をご連絡することはありません。

（不足金の入金）

第 20 条　取引注文が約定し不足金が生じた場合、お客様は所定の受渡日までに速やかに入金するものとします。

（取引内容の確認）

第 21 条　本サービスのご利用に係る取引注文等について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービス利用時に入力したデータの記録内容（コールセンターでの会話記録内容等を含みます。）等をもって処理します。

（金銭の受渡精算方法）

第 22 条　お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第 19 条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求に係る当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。なお、本引出請求における金額の変更及び取消しのご請求は、当社が別途定める時間内に、お客様が当社に申し出るものとします。

（届出事項の変更）

第 23 条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の方法にて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。

（情報サービスの利用）

第 24 条　本サービスにて提供する情報の種類、内容及び利用時間は当社が定めるものとし、これらは予告なく変更又は停止することがあります。

（禁止事項及び利用停止）

第 25 条　お客様は、お客様が本サービスにおいて次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

(1) 新たな建玉又は決済を伴わない状況で、本サービスを提供するために使用する当社のコンピューターシステム（以下「本システム」といいます。）又は本システムの運用に対して不当に負荷を強いる行為

(2) 本システムを改造して、又は本システムに対する補助的手段を利用して取引を行う行為

(3) 本システム又はインターネットの欠陥、脆弱性その他の不備を利用して不当に利益を得ようとする行為

(4) 本システムをソフトウェアによる自動的な注文発注に利用する等、お客様自身が本システムを直接に操作する方法以外の方法で使用する行為

(5) 同じ銘柄でかつ売り買いの区分が同じである注文を短時間のうちに連続して発注する行為
(6) 本サービスを利用するうえで合理的とは言えない額の入金を短期間に繰り返す行為、及び少額の出金を短期間に繰り返す行為
(7) お客様と当社の間で交わされた電子メール、チャット、電話その他の通信の内容を当社の同意を得ずに公開する行為
(8) 本サービスで得た情報をお客様自身の証券投資以外の目的に利用する行為
(9) 本サービスで得た情報を第三者へ提供する目的で加工及び再利用する行為
(10)お客様のユーザーＩＤ又はパスワードを第三者に開示する行為
(11)本サービスを第三者の利用に供する行為
(12)前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をもたらす行為

2　お客様の行為が前項に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの提供を中止又は停止することができます。なお、本サービスの中止又は停止によりお客様の費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害はすべてお客様の負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客様に対し損害その他の責を負わないものとします。

（ソフトウェアの配布）

第 26 条　当社は本サービスの利用にあたり、当社が定めるソフトウェアを配布する場合があります。

（ソフトウェア利用の制限）

第 27 条　前条に定めるソフトウェアに関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその供給元に帰属し、お客様は第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできません。また、ソフトウェアを複製又は加工することはできません。

（サービス利用の制限等）

第 28 条　お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止することもしくはお客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がＳＮＳ又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。

2　お客様が本サービスの内容又はその利用方法に関して誤解又は理解不足があり、当社又は当社の役職員の十分な説明にもかかわらず誤解又は理解不足が解消される見込みがないと当社が判断した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断もしくは中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限しもしくは停止することができます。なお、案内開始から所定の時間が経過した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断又は中止させていただく場合があります。

（サービスの終了）

第 28 条の２　当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客様の本サービスのご利用を終了します。

(1) お客様が当社所定の手続きに従って本サービスの変更、又は利用中止のお申し出をされた場合

(2) お客様が本サービスのご利用に係る届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合

(3) お客様がこの規程、各取引に係る約款、約諾書及び取扱規定等に違反した場合

(4) 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(5) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供を中止することと決定し、その旨をお客様に通知した場合

(6) お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(7) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出た場合

（免責事項）

第 29 条　当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。

(1) 通信機器、通信回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害、もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、誤謬、欠陥、誤動作、不能、その他一切の不具合等

(2) 本サービスで提供する情報の伝達遅延、誤謬、欠陥、コンピューター及び本サービスの利用に必要なソフトウェアの誤動作、その他一切の不具合が生じた場合で、当社又は金融商品取引所等の故意又は重大な過失に起因しない場合

(3) お客様のユーザーＩＤ、パスワード、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピューター等のシステム機器を介したもの等を含みます。）されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合

(4) 本サービスの利用に際し、お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行われた取引

(5) パスワード等の盗用等による不正使用があった場合

(6) 金融商品取引所等が本サービスで提供する情報内容の全部又は一部について、公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している場合、又は阻害するおそれがあると判断し、提供する情報内容の全部又は一部の変更もしくは中止を行った場合

(7) お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の取り消し等を申し込まれたにもかかわらず、当該取り消しの対象となる元の注文が金融商品取引所等で執行され取引が成立したため、当該取引の取り消し等が行えなかったことにより損害が生じた場合

(8) 第 17 条第２項、第 18 条の２、第 23 条又は第 25 条のいずれかに該当する場合

(9) 注文受付後、相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、市場価格の著しい変動等により損害が生じた場合
(10)お客様による本サービスの内容又は利用方法に関する誤解又は理解不足による場合
(11)天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合
(12)その他、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合

（合意管轄）
第 30 条　お客様と当社との間の本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本規程の変更）
第 31 条　本規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）
第 32 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。
(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）
２　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この規程の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国

等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合

- **当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者**

以上

5.　米国株式 24 時間取引約款

（本約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が、米国の Alternative Trading System（以下「ＡＴＳ」といいます。）を利用して、米国金融商品市場における取引（立会時間、プレマーケット及びアフターマーケットを含みます。）の取引時間外において、有価証券の売買取引（以下「本取引」といいます。）を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです（以下「本約款」といいます。）。

（用語の意義）

第２条　本約款で使用する用語の意義は、本約款において別段の定めがない場合は当社がお客様に交付する「外国証券取引口座約款」の定めに従うこととし、その他の用語は、金融商品取引法その他の諸法令並びに日本証券業協会（以下単に「協会」といいます。）の定める諸規則、決定事項及び慣行に従うこととします。

（自己責任の原則）

第３条　お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項及び慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について本約款に掲げる事項を承諾し、当社がお客様に別途交付する「ＡＴＳ取引説明書」その他の本取引に関する説明の内容を十分理解し承諾したうえで、自らの判断と責任において本取引を行うこととします。

（取引条件）

第４条　本取引の対象となる銘柄、取引が可能な時間帯その他の取引条件については、当社が定め、お客様はその条件に従って本取引を行うこととします。なお、当該条件は「ＡＴＳ取引説明書」に記載するほか、取引ツールや当社ウェブサイトを通じて告知します。

２　本取引の対象となる銘柄は、ＡＴＳ運営業者が流動性等を考慮して選定した銘柄であり、当社が個別銘柄の売買の推奨や勧誘を意図して選定した銘柄ではありません。

（決済条件の変更）

第５条　お客様は、天災地変、経済事情の激変、当社における規程の変更、その他やむを得ない事由に基づいて当社が本取引の決済期日等の取引条件の変更を行った場合は、その措置に従うこととします。

（受渡不履行の場合の措置）

第６条　お客様が、所定の時限までに、売付け有価証券又は買付け代金等を当社に交付しない場合、当社は当該取引に関してお客様の計算により反対売買等を行うことができることとします。お客様が負担すべき損害が発生した場合には、当社がお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、まだ不足が生じている場合には、お客様はただちに当該不足額を当社に弁済するものとします。なお、お客様は、受渡不履行を起こした場合、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金及び損害違約金を当社に支払うことをあらかじめ同意することとします。

（免責事項）

第７条　当社は、以下に掲げる事項により本取引においてお客様に生じる損害については、その責を負わないこととします。

(1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害又は瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、ＡＴＳが運営できなくなった場合、又は当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。

(2) お客様の注文又は約定後の決済が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかった、あるいは誤った注文もしくは決済となった、又は実行されなかった場合（ＡＴＳにおける障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害、又は回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合、又は誤った発注となった場合を含みます。）。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無にかかわらず、それまでに約定成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

(3) お客様からの注文の受付けに際し、入力されたお客様のユーザーＩＤ及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引

(4) 当社が提供する情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

(5) 当社が提供する情報につき、ＡＴＳ運営業者が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害するおそれがあると判断し、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合

(6) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託等の手続きが遅延し又は不能となった場合（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(7) 当社又はＡＴＳ運営業者の判断（金融商品取引所（外国金融商品取引所を含みます。以下同じ。）、協会等が行う措置に基づく場合を含みます。）により、ＡＴＳ全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合

(8) お客様による本約款に違反した取引

(9) お客様と当社との間の通信回線の第三者による傍受等

(10) その他当社の責めに帰すべからざる事由により損害が発生した場合

２　当社は、いかなる場合にも、あらゆる種類の、お客様に関する営業の損失、得べかりし利益の喪失及び間接的損害について責を負わないものとします。

（報告書等の作成及び提出）

第８条　お客様は、ＡＴＳ運営業者が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報（氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号）、取引内容及びその他の情報、資料に係る報告を依頼した場合には、当社がＡＴＳ運営業者の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類をＡＴＳ運営業者に対して提出することに同意するものとします。

（本約款の解約）

第９条　次の各号のいずれかに該当したときは、本約款は解約されることとします。ただし、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

(1) お客様が当社に対して解約の申出をしたとき

(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約を通告したとき（通告の方法は問いません。）

(3) 第 16 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき

(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又はやむを得ない事由により、当社がお客様に対して解約の申出をしたとき

（本取引の臨時停止又は制限、あるいは規定時限外取引）

第 10 条　お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またＡＴＳ運営業者が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止又は制限し、あるいは規定時限外に取引することに同意するものとします。

(1) 対象銘柄が上場している主たる金融商品取引所が売買停止等の措置を行った場合、又は協会がＡＴＳ取引を禁止する等の措置を行った場合

(2) ＡＴＳの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社又はＡＴＳ運営業者が認める場合

(3) 対象銘柄について発行会社又はメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合、又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社又はＡＴＳ運営業者が判断した場合

(4) 売買の状況に異常がある、又はそのおそれがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社又はＡＴＳ運営業者が認める場合

(5) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し又は不能となったとき

(6) 取引の公正性確保のため当社又はＡＴＳ運営業者が必要と認めた場合

(7) その他当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合

（臨時停止、臨時挙行の通知）

第 11 条　当社又はＡＴＳ運営業者が、臨時休業日、臨時半休日又は売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めたときは、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとします。

（注文の執行）

第 12 条　当社は、お客様が注文を発注する際に、ＡＴＳを利用する注文である旨のお申し出があった場合に、ＡＴＳへ取次ぎます。

（ＡＴＳ運営業者におけるシステム障害時における注文の処理）

第 13 条　ＡＴＳ運営業者におけるシステム障害により売買取引を停止する場合には、当該システム障害が発生したＡＴＳを対象としたすべての受注を停止することとします。

２　ＡＴＳ運営業者におけるシステム障害が発生する前に当該システム障害が発生したＡＴＳ運営業者が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、原則としてすべて取消されるものとします。また、この取消し対象となる注文は、システム障害が発生したＡＴＳへの注文とします。

３　ＡＴＳ運営業者におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。

４　ＡＴＳ運営業者のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。

（証券総合取引約款等の適用）

第 14 条　本約款に別段の定めがないときは、金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、協会の諸規則、当社の約款･規程等の定めによるものとします。

（合意管轄）

第 15 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 16 条　本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 17 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得

の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

２　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

6.　米国株式 24 時間取引説明書

この説明書は、お客様が、米国の Alternative Trading System を利用して、米国金融商品市場における取引（立会時間、プレマーケット及びアフターマーケットを含みます。以下「取引所取引」といいます。）の取引時間外（日本の日中時間帯）において、有価証券の売買取引（以下「本取引」といいます。）を行ううえで重要な事項についてご説明するものです。ご不明な点がある場合は、必ず当社までお問い合わせいただき十分にご理解いただいた後に本取引を行ってください。

１．ＡＴＳとは

Alternative Trading System（以下「ＡＴＳ」といいます。）は「代替取引システム」といった意味で、米国における金融商品取引では一般的に取引所に対する私設取引所全般を指します。ＡＴＳが提供するサービスは運営業者により異なりますが、取引所取引の取引時間外でも注文を執行するＡＴＳもあり、こうした業者を利用することで、当社では日本の日中でも米国株式取引を行うことを可能としています。当社で提供するＡＴＳは Blue Ocean ATS, LLC 又は Bruce Markets LLC によって運営されています。

２．お客様のご準備

外国証券株取引口座を開設しているお客様であれば、追加で行っていただく準備や設定等はありません。注文発注時に執行条件としてご指示いただくのみとなります。

３．取引時間

本取引における取引時間は以下のとおりですが、取引所取引の時間帯と連携することで米国株式の 24 時間取引が可能となります。

米国における時間制区分	日本における取引時間
冬時間（標準時間）	10 時～18 時
夏時間（サマータイム）	09 時～17 時

４．取扱い銘柄

本取引の対象となる銘柄数は、取引所取引における銘柄に比べて限定されます。詳しくは当社取引ツールでご確認ください。また、本取引は現物取引に限定され、信用取引を行うことはできません。

５．取引方法

本取引を利用するためには、取引ツールの発注画面で取引時間帯に関する指示を行います。取引時間は以下の二つから選択が可能です。

① 夜間取引…注文は「３．取引時間」で示した時間帯のみ有効です（本取引に限定）。夜間取引として受付けた「当日」の注文は、本取引の取引時間が終了するまで有効です。

② 24 時間取引…本取引だけでなく取引所取引も対象となります。24 時間取引として受付けた「当日」又は「ＧＴＣ」の注文は、指定された有効期限まで取引所取引と本取引の間で注

文が引継がれます。ただし、注文値が「７．値幅制限と約定日」に記載する値幅制限を超える場合は引継がれません。

取引の時間帯と注文の有効期限の関係は以下のとおりです。

	注文期限	
	当日	ＧＴＣ
夜間取引	当日の本取引に限り有効	当日の本取引に限り有効
24 時間取引	当日の本取引と取引所取引に有効	90 日以内の本取引と取引所取引に有効

６．注文の種類

注文の種類は指値注文のみです。

７．値幅制限と約定日

①値幅制限…当該ＡＴＳのルールに準じて米国における注文受託先が定める次の制限値幅が原則として適用されます。

前営業日 19:30 の価額から上下 20%以内

ただし、米国における注文受託先が定める値幅制限は変動する場合があり、上記の値幅制限を超える注文を受託した場合にも、発注時において米国における注文委託先が定める値幅制限の範囲で注文をお受けする場合があります。

②国内約定日・受渡日…現地約定日は、米国現地での約定日付の翌営業日となります。国内約定日は、米国現地約定日の翌国内営業日となります。国内受渡は、国内約定日から起算して３営業日です。

８．費用

本取引における手数料等の経費は取引所取引と同様の条件が適用されます。本取引を利用することにより加算される費用はありません。

９．その他

その他の事項については取引所取引と同様の条件が適用されます。

以上

7.　外国株式積立投資約款

（約款の趣旨）

第 1 条　この約款は、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する外国株式、外国上場投資信託（外国 ETF）その他当社が指定する金融商品に係る積立投資サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（定義）

第 2 条　この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「対象銘柄」とは、当社が本サービスの対象として指定する外国株式又は外国 ETF をいいます。

(2) 「設定銘柄」とは、対象銘柄の中から、お客様が第 5 条により積立設定を行うことで本サービスにより買付を行うことを設定したものをいいます。

(3) 「端株」とは、1 株未満の数量の対象銘柄をいいます。

(4) 「定額積立」とは、お客様が指定した一定金額により定期的な買付けを行う方法をいいます。

(5) 「ダイナミック積立」とは、当社がベンチマークとして定める比較指標及び移動平均期間に基づき、積立金額を変動させて定期的な買付けを行う方法をいいます。

（取引の申込み）

第 3 条　お客様は、本サービスの内容を十分理解のうえ、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。

2　前項の申込みは、当社の定める電子的方法によって行うものとします。

3　本サービスを利用するためには、当社の証券総合口座及び外国証券取引口座を開設している必要があります。

4　当社は、本サービスに係る契約締結前交付書面、取引報告書、取引残高報告書その他法令により交付すべき書面を電子交付の方法により交付することができるものとします。

（対象銘柄の指定）

第 4 条　本サービスにおいてお客様が買付けを行うことのできる対象銘柄は、当社が指定する外国株式及び外国 ETF とします。

2　当社は対象銘柄を追加、変更又は除外することができます。

（積立設定）

第 5 条　お客様は当社所定の方法により以下の事項を指定（以下「積立設定」といいます。）して、定期的な買付けの内容を指示するものとします。

(1) 設定銘柄

(2) 積立方式（定額積立又はダイナミック積立の別）

(3) 買付けの金額
(4) 買付けの頻度
(5) 決済通貨
(6) その他当社が定める事項

（最低積立金額）
第6条　当社は、本サービスの種類ごとに定期的な買付けに必要な最低金額（以下「最低積立金額」といいます。）を定めることができます。
2　お客様は、当社が別途定める最低積立金額以上の金額を設定しなければなりません。
3　当社は、最低積立金額を変更する場合、当社所定の方法により周知するものとします。

（積立頻度）
第7条　買付けの頻度は次の各号のいずれかとします。但し、ダイナミック積立の買付け頻度は次の第2号から第4号までのいずれかとします。
(1) 毎営業日
(2) 毎週
(3) 隔週
(4) 毎月
2　買付けの予定日が休場日その他当社所定の日に該当する場合には、当社が定める方法により買付けを翌営業日以降に繰り延べるものとします。

（金銭の払込み）
第8条　お客様は、本サービスによる買付けに必要な金銭を次のいずれかの方法によりお客様の口座に用意するものとします。
(1) 円貨預り金
(2) 外貨預り金
(3) Moneybull 残高
(4) その他当社が認める方法

（指定銘柄の買付け）
第9条　当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、指定した買付けの金額の範囲内で、買付日に買付け可能な数量の買付注文を発注する方法により、お客様の計算において、指定銘柄の買付の発注（以下「定時買付」といいます。）を行うものとします。
2　当社は、当社が定める方法により計算した概算約定金額（指定銘柄の買付日の前営業日終値又は直近の終値に別途当社が定める率を乗じた価格をもとに算出した概算金額をいいます。）が、お客様の買付余力の範囲内である場合に限り、定時買付を行います。
3　前項の規定にかかわらず、買付日における指定銘柄の株価又は為替レートの急激な変動により、約定金額がお客様の指定した買付金額又は口座の買付余力を超過し、定時買付に伴いお客様の口座に不足金が発生した場合は、当社はこれを証券総合口座第16条及び外国証券取引口座約款第9条規定に従って取り扱うものとします。
4　お客様は、約定価格及び約定数量が積立設定時に想定した内容と異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

（端株取引）

第 10 条　本サービスにより取得した設定銘柄は、端株となる場合があります。

2　当社は、端株を含む数量により買付注文を発注することができます。

3　端株に関する取扱いは、当社が別途定める規程によるものとします。

4　端株に係る議決権その他株主権の行使は、法令、発行体所在地の法令、保管機関のルール及び当社の定めによるものとします。

5　当社は、コーポレート・アクションその他必要な場合には、端株の現金化、数量調整その他合理的な処理を行うことができるものとします。

（ダイナミック積立）

第 11 条　お客様は、当社が定める条件に従いダイナミック積立を利用することができます。

2　当社は、当社がベンチマークとして定める比較指標及び移動平均期間により、積立頻度毎のお客様の実際の積立金額を算出します。

3　ダイナミック積立における各回の実際の積立金額は、当社の定める範囲で変動する場合があります。

4　お客様は、ダイナミック積立を利用する場合、前 2 項の規定により実際の積立金額が変動し、お客様が設定した金額と異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

（買付けの停止）

第 12 条　当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスによる設定銘柄の買付けを行わないことができます。

(1) 買付余力が不足している場合
(2) 設定銘柄が取引停止となっている場合
(3) 設定銘柄にコーポレート・アクションが発生し、買付けが困難である場合
(4) お客様の口座に取引制限が課されている場合
(5) 設定銘柄が端株取引対象外となった場合
(6) 法令、規則等により取引が制限される場合
(7) その他当社が必要と判断した場合

2　前項により当該回の積立注文が発注されなかった場合は、当該回の積立注文は失効するものとし、翌回に繰り越されないものとします。

（取引及び残高の通知）

第 13 条　当社は、本サービスに係る取引明細及び残高明細を取引報告書、取引残高報告書、アプリ通知、電子メールその他当社所定の方法により通知します。

（設定内容の変更）

第 14 条　お客様は当社所定の方法により積立設定の内容を変更することができます。

2　変更は、既に執行手続きに入った注文には適用されません。

（外国為替取引）

第 15 条　対象商品の買付けのため必要な場合、当社はお客様の計算において円貨と外貨の交換を行うことがあります。

2　為替レートは当社が定めるレートによるものとします。

（積立設定の停止）

第 16 条　当社は次の各号のいずれかに該当する場合、当該設定銘柄に係る積立設定を停止又は終了することができます。

(1) 同一積立設定に係る買付注文が連続して 5 回成立しなかった場合
(2) 設定銘柄が上場廃止となった場合
(3) 設定銘柄が積立対象から除外された場合
(4) 設定銘柄が端株取引の対象外となった場合
(5) その他当社が当該設定銘柄について本サービスの継続を困難と判断した場合

（本サービスの停止・終了）

第 17 条　当社は、法令の制定又は改廃、監督官庁の指示、システム上の制約、市場環境の変化、提携先との契約の終了その他の事由により、本サービスの全部又は一部を停止又は終了することができます。

2　当社は、前項により本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合、あらかじめ当社ウェブサイトその他相当の方法により周知します。

（解約）

第 18 条　次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本サービスを解約することができます。

(1) お客様が解約を申し出た場合
(2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
(3) 証券総合口座又は外国証券取引口座が解約された場合
(4) 当社が本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合

（免責事項）

第 19 条　当社は次の事由により生じた損害について責任を負わないものとします。

(1) 市場価格の変動
(2) 為替相場の変動
(3) 注文の遅延又は不成立
(4) 通信障害又はシステム障害
(5) コーポレート・アクション
(6) 天災地変その他不可抗力

（他の規程等の準用）

第 20 条　この約款に定めのない事項については、証券総合取引約款、外国証券取引口座約款その他当社規程によるものとします。

（約款の変更）

第 21 条　当社は法令の変更、監督官庁の指示、業務上の必要その他相当の事由がある場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づきこの約款を変更することができるものとします。

2　当社は、前項の規定によりこの約款を変更した場合は、変更内容及び効力発生時期を当社ウ

ェブサイトその他相当の方法により周知します。

附則（2026 年 7 月 27 日）

この約款は 2026 年 8 月 1 日より施行します。

以上

8.　外貨建 MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、外貨マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「外貨建 MMF」といいます。）の累積投資についてお客様とウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的に定められるものです。当社は、この約款に従って外貨建 MMF の累積投資の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。

（契約の申込み）

第２条　お客様は、各ファンドごとに、本契約を申し込むことができます。 ただし、現在当社では一種類のファンドのみ取り扱っています。

２　前項の申込みは、当社の定める電子的方法によって行うものとします。

３　本契約が締結されたときは、当社はただちに外貨 MMF 累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

４　外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。

（取引日等）

第３条　本約款において、営業日とは、日本国内の金融商品取引所の休業日以外の日をいうものとします。また、取引日とは、各ファンドごとに定められた日をいうものとします。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、当社が特に必要と認める日には、外貨建 MMF の取得の申込み又は返還の請求は受付けないものとします。

（金銭の払込み）

第４条　お客様は、外貨建 MMF の取得にあてるため、証券総合口座に外貨（以下「払込金」といいます。）を、払い込むことができます。ただし、初回の払込みの場合のみ当社が別途定める金額以上の金銭を、払い込むものとします。

（取得の申込み、時期及び価額）

第５条　お客様は、外貨建 MMF の取得を申し込む場合、申込金額を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。ただし、自動スイープ機能がオンとなっている場合は、営業日における当社指定の時間に証券総合口座に保有している外貨分の取得の申込みを行ったものとします。

２　当社は、お客様から取得の申込みが取引日の当社指定の時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社指定の時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建 MMF をお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日に取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取扱います。

３　当社は、前項の申込みがあった場合、申込みがあった日の翌取引日までに払込金を受入れます。

4　第２項の取得価額は、申込日の基準価額（又は純資産価格。以下同じ。）とします。
5　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込みが中止され、また既に行われた買付の申込みの受付が取消されることがあります。
6　取得された外貨建 MMF の所有権並びにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

（保管）
第６条　本契約によって取得された外貨建 MMF は、当社において、ファンドごとに混合して保管します。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再寄託することがあります。
2　前項により混合して保管する外貨建 MMF については、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。
(1) 保管している外貨建 MMF に対し、寄託された外貨建 MMF の額に応じて共有権を取得すること。
(2) 新たに外貨建 MMF を寄託するとき又は寄託された外貨建 MMF を返還するときは、その外貨建 MMF の寄託又は返還については、外貨建 MMF を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

（果実の再投資）
第７条　前条の保管にかかる外貨建 MMF の果実は前月の各ファンドの最終取引日（その翌取引日以降に取得した場合については当該取得日）から当月の最終取引日の前日までの分を当該最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後に当該お客様の口座に繰り入れ、ファンドごとにその全額をもって当該最終取引日の基準価額でお客様に代わって遅滞なく取得します。
2　前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の基準価額が当初設定時の 1 口当たりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初に取得にかかる基準価額が当初設定時の１口当たりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客様に代わって取得します。

（返還）
第８条　当社は、お客様から返還の請求が取引日の当社指定の時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社指定の時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各ファンドの建値通貨又はその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客様から取引日以外の日に返還の請求があった場合、その翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
2　前項の請求は、外貨建 MMF については１口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

（外貨建 MMF 累積投資業務の停止又は終了）

第９条　当社は、法令の制定又は改廃、監督官庁の指示、システム上の制約、市場環境の変化、提携先との契約の終了その他の事由により、外貨建 MMF の累積投資に係る業務の全部又は一部を停止又は終了することができます。

２　当社は、前項により本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合、あらかじめ当社ウェブサイトその他相当の方法により周知します。

（解約）

第 10 条　本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) 当社が前条に基づき外貨建 MMF の累積投資に係る業務の全部を終了したとき
(2) 本契約にかかる外貨建 MMF が償還されたとき
(3) 第 14 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
(4) 当社の「証券総合口座取引約款」に定める解約事由に該当したと
(5) やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき

２　本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨建 MMF 及びその果実を第８条に準じてお客様に返還します。

（申込事項等の変更）

第 11 条　申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。

２　前項の届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

（その他）

第 12 条　当社は、本契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

２　当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

(1) 所定の受領証と引換えに、又は別に定める契約等に基づき外貨建 MMF もしくは果実を返還した場合。
(2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったこと、証書等に記載された内容若しくは客観的事実とお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含む。）が相違すること、又は総合証券取引約款が定める本人認証ができなかったことを理由として本契約に基づく外貨建 MMF 又は果実を返還しなかった場合。
(3) 天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づく外貨建 MMF の取得、又は外貨建 MMF 若しくは果実の返還が遅延した場合。

（合意管轄）

第 13 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（約款の変更）

第 14 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等

が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 15 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

2　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 6 項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
- 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

9.　株式等振替決済口座管理約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

（振替決済口座）

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

（振替決済口座の開設）

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第２項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客様又はお客様の代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2) お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

（共通番号の届出）

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第５条　「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、当社所定の本人確認書類等の書類をご提出願うことがあります。

（加入者情報の取扱いに関する同意）

第６条　当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

第６条の２　当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（共通番号情報の取扱いに関する同意）

第７条　当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

第８条　当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うとき

は、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2　前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。）

(2) 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知

(3) 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第 22 条第２項に規定する書面交付請求をいいます。）

（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

第９条　当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第１項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第１項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

第 10 条　お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替の申請）

第 11 条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの

2　お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、所定の手続きをもってご提出ください。

(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量

(2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第１号の数量のうち当該株主等ごとの数量

(4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別

株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第１号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
(5) 振替先口座
(6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
(7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが、質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
(8) 振替を行う日

３　前項第１号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の１口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第５号の提示は必要ありません。また、同項第６号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

５　当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

６　第２項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権を同項第５号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

第 12 条　当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第 13 条　お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（登録質権者となるべき旨のお申出）

第 14 条　お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

（担保株式等の取扱い）

第 15 条　お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

２　お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

３　お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

（担保設定者となるべき旨のお申出）

第 16 条　お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

２　お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

（権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約）

第 16 条の２　当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限

までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に掲げる事項について同意するものとします。

(1) 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること

(2) 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること

(3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること

(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと

(5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること

(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

(7) 第４号及び第５号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務がすべて履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

2　次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合、又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返還請求権とを相殺するものとします。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき

(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき

(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき

(4) 支払を停止したとき

(5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき

(6) 手形交換所又は電子記録債権法第２条第２項に規定する電子債権記録機関の取引停止

処分を受けたとき
(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
(8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

3　前二項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

4　お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続を行います。

5　お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第１項から前項、並びに次項及び第７項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

6　第１項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第１項第５号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付します。

7　前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

（信託の受託者である場合の取扱い）

第 17 条　お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

（振替先口座等の照会）

第 18 条　当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

2　お客様が振替株式の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

3　お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

第 19 条　お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

２　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

（振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

第 20 条　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

第 21 条　お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第 21 条の２　お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

（個別株主通知の取扱い）

第 22 条　お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第４項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

２　お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の５第１項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第１項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第４項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

３　前二項の場合は、所定の手続料をいただきます」。

（単元未満株式の買取請求等）

第 23 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

２　前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
３　お客様は、第１項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
４　お客様は、第１項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
５　お客様は、第１項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
６　第１項の場合は、所定の手続料をいただきます。

（会社の組織再編等に係る手続き）
第 24 条　当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。
２　当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き）
第 24 条の２　当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
２　当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

（振替上場投資信託受益権の抹消手続き）
第 24 条の３　振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
２　振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

（配当金等に関する取扱い）
第 25 条　お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
２　お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領

口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有するすべての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3　お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと

(4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前項により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと

イ．機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ．機構加入者

ハ．他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限ります。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4　登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

（総株主等の通知等に係る処理）

第26条　当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっ

ては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2　機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

3　機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

4　当社は、振替上場投資信託受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

（お客様への連絡事項）

第 27 条　当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

(2) 残高照合のための報告

(3) お客様に対して機構から通知された事項

2　前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年１回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。

3　当社が、届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回

答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面（取引報告書）

② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（振替新株予約権等の行使請求等）

第 28 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

3　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

4　前三項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

5　お客様は、第１項、第２項又は第３項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

6　お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

7　お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

8　お客様は、当社に対し、第１項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請

求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
9　前八項の場合は、所定の手続料をいただきます。

（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）
第 29 条　振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
2　当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）
第 30 条　お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第３項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第 222 条第３項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。
2　お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第５項に規定する書面の交付を受けた時は、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。
3　第１項の場合は、所定の手続料をいただきます。

（振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求）
第 31 条　お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第 277 条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
2　当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
3　第１項の場合は、所定の料金をいただきます。

（届出事項の変更手続き）
第 32 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご

提示願うこと等があります。

２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

第 33 条　機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（口座管理料）

第 34 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）

第 35 条　機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

(1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 36 条　当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

２　当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第 37 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から

解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第４条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様から解約のお申出があった場合
(2) お客様が手数料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) 第 34 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
(7) お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
(9) お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
(10) お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
(11) 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。この場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

2　次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替いただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
(2) お客様が、融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき
(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

3　前二項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了し

た日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。

4　当社は、前項の不足額を引取りの日に第 34 条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 34 条第２項に準じて売却代金等の預かり金から充当することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第 38 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 39 条　法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 40 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 32 条第１項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第 19 条及び第 25 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 39 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(7) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

第 41 条　当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第２条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第１号から第４号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
(2) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
イ．機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
ロ．その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
ハ．当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
ニ．特例新株予約権付社債に係る元利払期日の５営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
ホ．移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(3) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること
(4) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと

（合意管轄）
第 42 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）
第 43 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）
第 44 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアン

ス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

10.　投資信託受益権振替決済口座管理約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

（振替決済口座の開設）

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第２項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客様又はお客様の代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2) お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

（共通番号の届出）

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第５条　第３条の申込書に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第６条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
(3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行う
(4) もの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
(5) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
(6) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業 日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
(7) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日
ヘ 償還日翌営業日
(8) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2　お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご提出ください。
(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
(2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
(4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(5) 振替を行う日

3　前項第１号の口数は、１口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第３号の提示は必要ありません。また、同項第４号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5　当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第７条　当社は、おお客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第８条　お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

（抹消申請の委任）

第９条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様か

ら当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

第 10 条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

２　当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

３　当社が過去に取扱いをしていた償還済の投資信託受益権に関して、当該投資信託受益権が投資していた外国証券等の集団訴訟に係る和解金を当社が投資信託委託会社から受領した場合については、当該投資信託受益権における償還応答日時点での和解金等の合計受取金額が、償還時の当該投資信託受益権を保有していたお客様（以下本項において「償還時受益者」といいます。）に対する支払いに関する弊社の定めた費用相当額を下回る場合又は当該費用相当額を控除した結果償還時受益者にお支払いする金額が 1 円未満の場合は、償還時受益者へ支払わないものとします。

（お客様への連絡事項）

第 11 条　当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

(2) 残高照合のための報告

２　前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年１回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。

３　当社が、届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

４　当社は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

５　当社は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載され

ているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面（取引報告書）
(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（届出事項の変更手続き）
第 12 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（口座管理料）
第 13 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
２　当社は、前項の場合、解約金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）
第 14 条　機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。
(1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（当社が指定販売会社となっていない銘柄）
第 15 条　当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

（解約等）
第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当

社所定の手続きをおとりいただきます。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第４条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様から解約のお申出があった場合
(2) お客様が手数料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(6) お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
(8) お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
(9) お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合

２　前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第２項 に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。

４　当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第２項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第 17 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 18 条　法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 19 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第１項による届出の前に生じた損害
(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投

資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(7) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

第 20 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を 当社が代わって行うこと並びに第３号及び第４号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 32 条準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等等（受益証券の提出など）

(3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他 の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

（合意管轄）

第 21 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 22 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 23 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構

の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

11.　振替決済口座管理約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係るお客様の口座(以下｢振替決済口座｣といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

（振替決済口座）

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

（振替決済口座の開設）

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の定めに従って取り扱います。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第２項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客様又はお客様の代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2) お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

（共通番号の届出）

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定

する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第５条　「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、当社所定の本人確認書類等の書類をご提出願うことがあります。

（振替の申請）

第６条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号 に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
(3) 振決国債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
(4) 振決国債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

２　お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご提出ください。

(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額
(2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
(4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(5) 振替を行う日

３　前項第 1 号の金額は、その振決国債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

５　当社に振決国債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第７条　当社は、おお客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第８条　お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

第９条　振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該振決国債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。

（元利金の代理受領等）

第 10 条　振替決済口座に記載又は記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

２　当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

（お客様への連絡事項）

第 11 条　当社は、振決国債について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 最終償還期限

(2) 残高照合のための報告

２　前項の残高照合のための報告は、振決国債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年１回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。

３　当社が、届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

４　当社は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定す

る特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

５　当社は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面（取引報告書）

② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（届出事項の変更手続き）

第 12 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（口座管理料）

第 13 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

２　当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振決国債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）

第 14 条　機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

(1) 振決国債の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかった

ことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う振決国債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 15 条　当社は、機構において取り扱う振決国債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

２　当社は、当社における振決国債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振決国債を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第４条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様から解約のお申出があった場合
(2) お客様が手数料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(6) お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
(8) お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
(9) お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
(10) 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。この場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

２　前項による振決国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第２項 に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。

３　当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第２項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第 17 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 18 条　法令の定めるところにより振決国債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 19 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振決国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振決国債の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振決国債の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により振決国債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条及による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(7) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（機構非関与銘柄の振替の申請）

第 20 条　お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の振決国債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

第 21 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

（合意管轄）
第 22 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）
第 23 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）
第 24 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。
(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)
３　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人

データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
- 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

12.　一般債振替決済口座管理約款

（この約款の趣旨）

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

（振替決済口座の開設）

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

２　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第２項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客様又はお客様の代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2) お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

（共通番号の届出）

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第５条　「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、当社所定の本人確認書類等の書類をご提出願うことがあります。

（振替の申請）

第６条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
(3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
(4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

２　お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご提出ください。

(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
(2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
(4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
(5) 振替を行う日

３　前項第 1 号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示して

ください。

5　当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第７条　当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第８条　お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

第９条　振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（元利金の代理受領等）

第 10 条　振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2　当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

（お客様への連絡事項）

第 11 条　当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 最終償還期限

(2) 残高照合のための報告

2　前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年１回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。

3　当社が、届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面（取引報告書）

(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（届出事項の変更手続き）

第 12 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（口座管理料）

第 13 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）

第 14 条　機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

(1) 一般債の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者

のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 15 条　当社は、機構において取り扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2　当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、一般債を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第４条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様から解約のお申出があった場合
(2) お客様が手数料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(6) お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計･威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
(8) お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
(9) お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
(10) 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。この場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

2　前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第２項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。

3　当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第２項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第 17 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 18 条　法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 19 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害
(5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害
(7) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（機構非関与銘柄の振替の申請）

第 20 条　お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

第 21 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第５号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 14 条(同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記 録に関する振替機関への申請
(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(合意管轄)

第 22 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第 23 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第 24　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472

条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合

・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

13.　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第１項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第３項第２号に規定される要件、及び信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限ります。）について、同条第３項第３号に規定される要件並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（特定口座開設届出書等の提出）

第２条　お客様が、当社に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

２　お客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

３　お客様が、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

（特定保管勘定における保管の委託等）

第３条　上場株式等の保管の委託は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

（特定信用取引勘定における処理）

第４条　信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

（所得金額等の計算）

第５条　特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第 37 条の 11 の４（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 15 号）附則第 13 条及び関係政省令に基づき行われます。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

第６条　当社は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第 29 条の２第１項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

(1) 第２条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後ただちに特定口座に受入れる上場株式等

(2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

(3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等

(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

(5) お客様が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

(6) 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(7) 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式もしくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式もしくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る余剰金の配当、利益の配当又は余剰金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式もしくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(9) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(10) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(11) 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の４第１項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第２項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(12) 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(13) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

(14) 前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 14 項に基づき定められる上場株式等

（譲渡の方法）

第７条　特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第７項に定められる方法のいずれかにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第８条　特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 11 項第２号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。なお、お客様の依頼による上場株式等の全部又は一部の払出しは行うことができません

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第９条　当社は、第６条第２号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

第 10 条　当社は、第６条第５号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 14 項第３号又は第４号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。

（年間取引報告書等の送付）

第 11 条　当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第７項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年１月 31 日までに、お客様に交付します。

２　特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

３　当社は、特定口座年間取引報告書２通を作成し、１通をお客様に交付し、１通を税務署に提出します。

４　当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第８項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年１月 31 日までにお客様に交付します。

（契約の解除）

第 12 条　次の各号の一に該当したときは、本契約は解除されます。

(1) お客様が、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(3) お客様が、総合証券取引口座を解約したとき

(4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

（特定口座を通じた取引）

第 13 条　お客様が、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

第 14 条　特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る１単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付します。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

（合意管轄）

第 15 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 16 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 17 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

３　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そ

のほかの手続を行う場合

- **当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者**

以上

14.　特定管理口座約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の２第１項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（特定管理口座の開設）

第２条　当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出又は電磁的方法により提供しなければなりません。

（特定管理口座における保管の委託等）

第３条　当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き当該特定管理口座において行います。

（譲渡の方法）

第４条　特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

２　前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

３　前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すこととします。

（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

第５条　特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

第６条　特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る１株あたりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付します。

（契約の解除）

第７条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合

(2) お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(4) お客様の相続人から、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

２　前項の規定にかかわらず、前項第２号又は第３号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座のすべての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

（合意管轄）

第８条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

（約款の変更）

第９条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには民法第 548 条の４の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 10 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますの

でご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合

・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

15.　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第４項第１号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にする取決めです。

（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

第２条　当社は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等の配当等（租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。

(1) 租税特別措置法第 3 条の 3 第 2 項に規定する国外公社債等の利子等（同条第 1 項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(2) 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(3) 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(4) 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

２　当社が、支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後、ただちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

第３条　お客様が、租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第２項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

２　お客様が、租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第３項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

（特定上場株式配当等勘定における処理）

第４条　源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

（所得金額等の計算）

第５条　源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の６第６項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

（契約の解除）

第６条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第３項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされた場合

(3) お客様が、出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合

(4) お客様の相続人から、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了した場合

（合意管轄）

第７条　お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

（約款の変更）

第８条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第９条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当

局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合

・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

16.　外国為替取引約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様とウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。） との間で行う、外国為替取引に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。ただし、次の各号に該当する場合は、この約款の規定に優先して、各号に定める約諾書、契約書又は約定書の定めが適用されるものとします。

(1) お客様が当社に「外国為替先物予約・前受為替に関する約諾書」を差し入れている場合、又は将来において「外国為替先物予約・前受為替に関する約諾書」を差し入れた場合

(2) お客様と当社の間で、外国為替取引に関する規定を追加した「ISDA Master Agreement」を締結している場合、又は将来において「ISDA Master Agreement」を締結した場合

(3) お客様と当社の間で、外国為替取引に関する規定のある「店頭デリバティブ取引に関する基本契約書」を締結している場合、又は将来において「店頭デリバティブ取引に関する基本契約書」を締結した場合

(4) 当社がお客様に対して「銀行取引約定書」を差し入れている場合、又は将来において「銀行取引約定書」を差し入れた場合

２　この約款に定める事項及びこの約款に基づき当社が別途定める事項を除き、お客様が当社との間で行う外国為替取引に関しては、お客様が当社と締結しているウィブル証券の証券総合取引約款又は外国証券取引口座約款に従うものとします。

（口座による処理）

第２条　お客様が当社との間で行う外国為替取引に関する金銭の授受等は、当社と契約しているウィブル証券の証券総合取引約款又は外国証券取引口座約款に基づき開設されたお客様の口座により処理します。

（取引対象）

第３条　お客様が当社と行う外国為替取引は、当社と有価証券の売買その他の取引等に伴う外貨と円貨との間又は異種の外貨相互間の換算に係るものとします。なお、外国為替取引は差金決済を行わないものに限ります。また、お客様の当社に開設した証券総合取引口座が、理由の如何を問わず取引停止になっている場合には、お客様は外国為替取引を行うことはできません。

（取引通貨等）

第４条　外国為替取引の売買の対象となる取引通貨、取扱時間、取扱日、取引可能な金額の上限及び下限その他の重要な取引条件は、当社が定めるものとします。

（外貨の受払い等）

第５条　外国為替取引に係る外貨の授受は、原則として、当社が指定するお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第６条　外国為替取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

（注文の際の指示）

第７条　お客様が当社と行う外国為替取引の通貨、数量、レート（為替取引手数料を含みます。）その他の注文の内容及び注文の執行方法については、レートは、当社の提示するところにより、その他は、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところによります。

（注文の執行及び処理）

第８条　外国為替取引の約定日は、お客様の注文に係る外国為替取引の成立を当社が確認した日とします。

２　当社への注文は、原則として当社が定めた取扱時間内に行うものとします。

３　当社は、外国為替取引の成立後、すみやかにお客様に当該取引にかかる明細を記載した書面を交付します。

（決済条件の変更）

第９条　お客様は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様との外国為替取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

２　お客様は、外貨事情の急変、金融市場（証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。）の閉鎖・混乱等の不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の停止等の措置が取られた場合には、その措置に従うこととします。

（期限の利益の喪失）

第 10 条　お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する外国為替取引に係る債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済することとします。

(1) 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

(2) 手形交換所又は電子記録債権法第２条第２項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(3) お客様の当社に対する外国為替取引に係る債権その他一切の債権、又はお客様と当社との間の外国為替取引に関連するお客様の資産のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき

(4) お客様の当社に対する外国為替取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、又は競売手続の開始があったとき

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき

(6) 第２条に定める口座がウィブル証券の証券総合取引約款又は外国証券取引口座約款に基づき解約されたとき

（免責事項）

第 11 条　当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。

(1) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合

(2) 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合

(3) お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合

(4) お客様の認証コード等の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合

(5) お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合

(6) 証券総合取引約款第７条第２項及び第 30 条、並びに「インターネット取引規程」第 10 条、第 12 条第２項から第４項まで及び第 17 条第２項の規定に基づきお客様のサービス利用をお断りし、お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合

(7) 当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害

(8) 当社が、証券総合取引約款第 19 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害

(9) 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は（該当ある場合、）印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害

(10) お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害

(11) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

(12) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(13) ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーＩＤ及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーＩＤ及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（合意管轄）

第 12 条　お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

（本約款の変更）

第 13 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 14 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

３　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合

・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

（2026 年 10 月 19 日版）

17.　外貨建 MMF 累積投資約款に関する定期自動為替取引特約

（本特約の目的等）

第 1 条　この特約は、お客様が当社において行う外貨建 MMF 累積投資約款に基づく取引を含む外国証券取引その他当社が定める外貨建取引に利用する資金を準備することを目的として、お客様があらかじめ指定した条件に従い定期的に円貨を外貨へ交換するサービス（以下「定期自動為替取引」といいます。）に関する権利義務関係を定めることを目的とします。

2　定期自動為替取引は、お客様による外国証券取引その他当社が提供する外貨建商品の取引に係る資金準備を目的とするものであり、独立した為替取引サービスとして提供されるものではありません。

（適用関係）

第 2 条　この特約に定めのない事項については、外国為替取引約款、外貨建 MMF 累積投資約款、証券総合取引約款その他当社規程によるものとします。この特約と他の約款等との内容が抵触する場合には、定期自動為替取引についてはこの特約を優先して適用します。

（利用資格等）

第 3 条　定期自動為替取引を利用できるお客様は、当社総合証券口座を開設し、かつ当社が定める外国為替取引及び外国証券取引の利用資格を有するお客様とします。

2　お客様は、定期自動為替取引により取得した外貨を、当社における外国証券取引その他当社が指定する外貨建商品の取引に利用するものとします。

3　当社は、定期自動為替取引を外国証券取引等に付随するサービスとして提供するものであり、お客様による専ら為替差益の獲得のみを目的とする利用を予定するものではありません。

（取引の申込み）

第 4 条　お客様は当社所定の方法により定期自動為替取引を申し込むものとし、当社が申込みを承諾した時点で取引契約が成立するものとします。

2　当社は、個々のお客様による定期自動為替取引の申込件数について上限を設けることができます。

（設定事項）

第 5 条　お客様は、定期自動為替取引の申込みにあたり、次の事項を定めるものとします。

(1) 円貨金額
(2) 定期自動為替取引を行う頻度
(3) 定期自動為替取引を行う日
(4) 円貨から交換する通貨の単位
(5) その他当社が定める事項

（定期自動為替取引の頻度）

第 6 条　定期自動為替取引の頻度は次の各号のいずれかとします。

(1) 毎営業日
(2) 毎週
(3) 隔週
(4) 毎月

2　定期自動為替取引を行う予定日が当社の非営業日に該当するときは、当社の翌営業日に行います。

（為替取引の執行）

第 7 条　当社は第 5 条の規定により設定された事項に従い円貨を外貨へ交換します。適用為替レートは交換時点のレートとし、お客様の取引画面等に表示されるレートは参考値であり約定レートを保証しません。

（買付余力不足）

第 8 条　定期自動為替取引を行う時点において必要な円貨預り金が不足するときは当該回の取引を実施しないものとし、未取引分は翌回へ繰り越されないものとします。

（利用停止）

第 9 条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様に係る定期自動為替取引を行わないものとします。
(1) お客様との定期自動為替取引が 5 回連続で成立しなかった場合
(2) お客様の口座に係る利用停止
(3) 法令等による制限
(4) その他当社が必要と認めた場合

（取引結果の通知）

第 10 条　当社は取引結果をアプリ通知、電子メール、取引報告書その他所定の方法により通知します。

（定期自動為替取引の停止又は終了）

第 11 条　当社は、法令若しくは諸規則の制定、改廃若しくは変更、監督官庁の指示、外国為替市場の状況、システム上の制約その他の事由により、定期自動為替取引の全部又は一部を停止し、又は終了することができます。

（解約）

第 12 条　お客様はいつでも定期自動為替取引の設定を解除できます。ただし執行処理開始後の取引は取消しできません。

（免責）

第 13 条　為替相場の変動、市場流動性低下、不可抗力、システム障害、法令変更その他当社の責によらない事由による損害について当社は責任を負いません。

附則（2026 年 7 月 27 日）

この特約は 2026 年 8 月 1 日より施行します。

以上

18.　法人口座取扱規程

（規程の趣旨）

第１条　この規程は、有価証券の保護預り取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、法人のお客様とウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的にするものです。

２　この規程は、自然人たる個人のお客様には適用されません。

（口座開設申込みと審査）

第２条　法人のお客様（以下単に「お客様」といいます。）は、この規程のほか、「証券総合取引約款」その他の当社が交付する約款・規程等にしたがい口座開設申込み及び取引等を行い、当社が当該申込みを承諾した場合に口座開設及び取引等を行うことができるものとします。ただし、口座開設申込みの方法について当社が別途指定する場合にはその指定に従って申込むものとします。

２　当社が口座開設を承諾しない場合、その理由等は開示しないものとします。

３　お客様は、当社が、口座開設に係る審査においてお客様に対して登記事項証明書、財務諸表その他の法人関係資料の提出を求める場合があること、また特段の書面（お客様の当社に対する債務に係る連帯保証契約書を含みますがこれに限りません。）の差入れを求める場合があることにあらかじめ同意します。

４　当社は、お客様が外国ＰＥＰｓを実質的支配者とする法人である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。

５　当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のＯＦＡＣ規制等に該当する国・地域に該当する場合は、原則として、お客様のお申込みに応じないものとします。

（取引）

第３条　お客様は、取引に先立ち、当該取引に必要な資金・有価証券を当社に差し入れるものとします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

（例外）

第４条　この規程と当社が定めるその他の約款・規程等との間に抵触がある場合は、この規程が優先するものとします。

２　お客様は、当社がお客様に対して特定の金融商品や取引方法等を指定して取引を制限したり取引を停止したりする場合があること、また当該指定の理由については開示しないことにあらかじめ同意します。

（取引責任者等）

第５条　お客様は、当社の口座開設を申込む場合には、取引及び取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」といいます。）を当社に届け出るものとします。なお、当社が認めた場合に限り、取引責任者とは別に、法人代表者

により取引責任者と同様の権限を付与されたご担当者（以下「取引担当者」といいます。）を選任し、当社に届け出ることができるものとします。

2　取引責任者及び取引担当者（以下「取引責任者等」といいます。） は、法人の役員又は従業員である自然人各１名までとします。ただし、法人代表者自身を取引責任者又は取引担当者として選任することもできるものとします。

3　お客様は、第１項の届出に際し、商業登記簿謄本又は全部事項証明書、法人の印鑑証明書、取引責任者等の本人確認書類その他の当社が求める書類を提出するものとします。

4　お客様の行う取引注文等は、すべて代理人である取引責任者等が行うものとします。

5　お客様は、お客様のユーザーＩＤ、パスワードその他の取引に必要な情報（以下「ＩＤ等」といいます。）を取引責任者等以外の第三者への開示又は貸与により本口座を利用させることはできません。

6　お客様は、ＩＤ等を取引責任者等以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

7　当社がＩＤ等の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人であるお客様によってなされたものとします。

（届出事項の変更）

第６条　お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転、並びに代表者、取引責任者等及び届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

2　前項の場合、お客様は商業登記簿謄本又は全部事項証明書、法人の印鑑証明書、取引責任者等の本人確認書類等その他当社が求める書類を提出するものとします。

（解約）

第７条　当社は、お客様が証券総合取引約款第 42 条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

(1) 破産手続開始、特別精算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
(3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
(4) 支払を停止したとき
(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(6) 前各号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき
(7) 所定の期間お取引が無かったとき

2　前項各号のほか、お客様が外国ＰＥＰｓを実質的支配者とする法人であると判明したときは、原則として、本口座は解約されるものとします。

（合意管轄）

第８条　お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

（本規程の変更）

第９条　本規程は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 10 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規程の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この規程の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（ＩＲＳ）においては、ＯＥＣＤプライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

３　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

（2026 年 10 月 19 日版）

19.　クイック入金サービス利用規程

（規程の趣旨）

第１条　この規程は、当社が提供するクイック入金サービスの利用方法に関するお客様と当社の間における取り決めです。

（クイック入金サービスの概要）

第２条　クイック入金サービスとは、金融機関のインターネットバンキング（金融機関によって呼称は異なります。）を使用した当社への送金方法で、金融機関の営業日ではない日（土・日・祝日等）や営業時間ではない夜間等であっても、お客様と当社のお取引に係る買付代金等を当社へご送金いただけるサービスです（以下「本サービス」といいます）。

２　本サービスを利用したお客様の送金が正常に行われた場合、それはほぼリアルタイムでお客様の当社証券口座（以下「当社口座」といいます。）の現金残高に反映（以下「即時反映」といいます。）されます。ただし、インターネットの通信遅延等に起因して反映が遅延する場合もありますので、当社は即時反映を保証するものではありません。

３　本サービスを利用した送金では、金融機関に支払う手数料を当社が負担します。

（金融機関側システムとの連携）

第３条　本サービスは、当社側の電算システムと金融機関側の電算システムが連携して行われます。お客様は、まず当社の取引ツールにログインしていただきますが、画面は途中から金融機関のウェブサイトに遷移します。

２　金融機関のウェブサイトにおける操作（以下単に「操作」といいます。）が最後まで正しく行われない場合、当社口座への反映が行われなかったり遅延したりするなどの問題が生じます。操作はお客様の責任において正しく行ってください。

３　操作の方法は金融機関ごとに異なります。操作の方法についてご不明な点がある場合は当該金融機関に直接お問い合わせください。

４　お客様が本サービスを利用するためには、お客様が口座を保有する金融機関とインターネットバンキングの利用に関して必要な手続きをあらかじめ完了させておかなければなりません。この手続きはお客様ご自身がお客様の責任と負担において行ってください。

５　本サービスが利用できる金融機関は、当社が指定する金融機関に限られます。具体的な金融機関については当社ウェブサイトでご確認ください。

（制限金額）

第４条　本サービスを利用した場合の送金には、次に掲げるとおり一定の制限があります。また、金融機関によってはこれら以外の制限が設けられている場合があります。詳しくは金融機関に直接お問い合わせください。

(1)　１回当たりの送金金額の下限…3,000 円

(2)　１日の送金金額の上限…合計で 3 億円

（本サービスを利用できない場合）

第５条　本サービスは基本的に 24 時間利用することができますが、金融機関や当社でシステム

保守が実施される際は利用できないほか、金融機関によっては利用できない日時を設けている場合があります。詳しくは金融機関に直接お問い合わせください。

（振込人名義）

第６条　本サービスを利用して当社に送金を行う際の名義は、当社に登録されている氏名と正確に同一でなければなりません。ご家族や旧姓である場合等も含め、当社に登録されたお客様の氏名と一致しない場合、金融機関によって次の二通りの取り扱いがあります。

(1) 入力項目の誤りとして送金自体を行うことができない。

(2) 入力項目の誤りとはならず、送金自体は行われる。ただし、当社口座への反映は行われない。

上記第２号の場合は、お客様ご自身で金融機関に対して組み戻しの手続きを行っていただく必要があります。またその際に金融機関に支払う手数料はお客様のご負担となります。

（免責事項）

第７条　次に掲げる事由によりお客様に生じた損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害及び損失

(2) インターネット等の通信機器及び通信環境の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失

(3) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害及び損失

(4) 本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害及び損失

(5) ユーザーＩＤ又はパスワードが盗用され、これを第三者が不正使用したことによりお客様に生じた損害及び損失

(6) インターネットにおける通信の遅延、お客様が使用する端末とインターネットの接続状態、お客様の操作上の問題、金融機関側システムの問題その他の理由で送金が即時反映されなかったことによりお客様に生じた損害及び損失

(7) その他当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害及び損失

（合意管轄）

第８条　お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

（本規程の変更）

第９条　本規程は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウ

ィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第 10 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規程の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この規程の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

２　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下のいずれかに該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

３　お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第６項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この規程の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者

以上

（2026 年 10 月 19 日版）